

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		農用地利用規程の認定の取消
根拠法令及び条項		農業経営基盤強化促進法施行令第13条
所 管 部 課 係 名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
処 分 基 準	関 係 条 項	農業経営基盤強化促進法第24条第3項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令に明記されているとおりであり、市として改めて基準は設定していない。 ※この事務に関して、過去に実績なし。
	参 考 事 項	なし
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)